

③不服審査申し立て

(機関紙9月号掲載済原稿)

さいたま市からの処分決定(事業所指定の取消し、介助料1億2千万円の返還請求)を受けて、不服申し立てをすることにしました。

しかし実際のところ、こちらが言いたいことの証拠となるものは全て聴聞のときに出してしまったので、それ以上のもはありません。あの資料を出しても市は「今回の処分の原因となる不正請求が本市と名宛て人(介助派遣システム)との話し合いの結果によりなされたとする事実は、名宛て人から提出された証拠書類等からは確認できなかった」と回答してきました。

確かに、ほとんどが状況証拠であって客観性も乏しいとは思いますが、でもそこまで言うなら、市は逆に、「話し合いはなかった」ということの証拠を出してほしい。「無いことの証明は難しい」というのは分かっていますが、それでもそう言いたくないくらいに、話し合いが無かったわけないでしょー!と腹が立ってきます。当時の職員だったA氏や、故D氏の上司を探して話を聞けば分かることなのに(聴聞では個人名も出した)、それをしたのでしょうか?内部調査をしたのでしょうか?しているように感じられないのです。それもしないで、こちらが必死で集めてやっと用意できた資料や証言はないことにして、市に資料が残っていないからという理由で「事実を確認できなかった」と断じるのはちょっとやり

方としては手落ちがあると、私たちは思います。

加えて、市の回答の中に「処分の原因となる不正請求の期間だけでも2年弱と長期に渡り、金額も大きいなど悪質性が認められる」ともあります。「悪質」。この言葉に大いに引っかけられます。

行政処分というのは、「指導」「警告」「取消処分」という順でだんだん厳しくなるのが普通であるようです。指導も警告も無視したから指定取り消し、ということなら「悪質」でしょう。でも今回、市が言う2年弱の間、私たちは「指導」も「警告」も受けたことがあります。しかも、「長期にわたり」「金額が大きくなった」原因は市にもあるのではないのでしょうか?私たちは、市との話し合いでそういうことになったと思っているわけですから、市から「間違っている」とか「変えてくれ」とか言われなくてもいい限り変える必要がなかったのです。市との話し合いの結果がずっと続いていると思っ、堂々とそのやり方を続けていました。

2年弱のあいだ、市はそのことを知っていたのになぜ変えるように言ってくれなかったのでしょうか。そしていきなり指定取り消し処分をしてくるとは、乱暴ではないでしょうか。

それこそ状況証拠でしかないけれど、今回監査対象となった過去5年間において、複数人の市の現場職員との例えば事務的なやりとりの

中で、こちらがみなし資格のままでも今も介助派遣をしていることを市の職員側が認識している上でのやりとりもありました。

ですから新聞の報道で「通報と定期監査によって知った」と市が言っているのは事実ではありません。

あらたに出せる証拠はないけれど、これらのことを以下のふたつにまとめられると考えました。

■「権限の乱用」

今回取消処分をするもしないも市の裁量次第。指導も監査もしないでいきなり指定取り消しにしているのは、権限の乱用に当たると思います。

■「信義則に反する」

信義則(信義誠実の原則)とは、社会の一員として、互いに相手方の信頼を裏切らないように、誠意をもって行動しなければならないという原則をいうそうです。民法は基本原則の一つとして、信義則、すなわち「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」と定めています(1条2項)。この原則は行政法でも当てはまり、今回のことでは、私たちが市を信用して積み重ねてきたことが突然裏切られ急に覆されたことは、「信義則に反する」ということになると思います。

みなし資格のまま介助料を請求し続けていたことは、その事実だけとれば障害者総合支援法に違反しています。その事実がもう覆るものではないということは、私たちが今は理解しています。またそうなるってしまった背景に、藤井くんの急逝の後引き継ぎがうまくいっておらず、提出しなければならぬ書類の存

在に気づかなかった等、こちら側の不作為があったことも事実です。

しかし、そもそもそれらはそれ以前に市と話を合意の上でしてきたことです。それに対して市が「知らなかった」「悪質だ」「介助派遣システム単独でおこなった不正だ」と決めつけてくることにはまったく納得がいきません。

そのため、不服申し立てするべく以下のような書面で審査請求書を9月1日に提出しました。

■審査請求の趣旨

「記載の処分を取り消す」との裁決を求めます。

「記載の処分について執行を停止する」との採決を求めます。

■審査請求の理由

○指導、警告も出さないうまいきなり指定取り消しという処分は、急すぎるのではないかと。また、「同時に2人の重度訪問介護従事者が1人の利用者に対して支援を行った」としては、介護給付費の不正請求については、名宛て人の主張を裏付ける根拠等は聴聞会において示されなかった。とある。

客観的証拠は提出できなかったが、他者からの証言等があり、聴聞会で伝えた。市は上記の状況を黙認していたとこちらは認識している。逆にこのことを知らなかったとする証拠を、市は出していただきたい。我々がその情報を得た状況を伝えたはずだが、この監査中にそこへ聞き取りをしに行っていない(本人に確認済み)。市にとって都合の悪い情報はなかったことにしようとしているように感じる。また当時、市のひとりの職員の独断でそれを決めたわけではなかったはずなので、当職員は亡くなっているが、当時の上司等に同

時の状況を聴取して確認することは可能なはずだが、それはしたのか?

・みなし資格のまま介助料請求をしていたのは、「みなし資格ではもう介助料を出せない」と現在まで言われていないからであり、その状況を市も黙認していたとこちらは認識しており、こちらだけで不正をしたとは思っていない。

これらについて、詳細は添付の「資料」(※)を読んでください。

○本件処分は、ひとつめに信義則に反する。市が違反とすることについて、市も知っているものとしてこちらは今までもおこなってきた。ふたつめに、権利乱用にあたる。違反をしていた事実があったとはいえず、監査があるまで指導も警告もなく、また監査での調査の仕方でもずさんに見える。

○以上の点から、本処分の取り消し及び執行停止を求めため、本審査請求を提起した。

(※)「資料」は聴聞でこちらから出した資料(④とほぼ同内容)(介助派遣システム)